

## 金利指標置換前後の会計処理、注記など

# LIBOR参照の金融商品に 関するヘッジ会計の留意点

EY新日本有限責任監査法人  
公認会計士

平川 浩光

### 【この章のエッセンス】

- 本実務対応報告は、公表日(2020年9月29日)から、ヘッジ関係ごとに適用可能となる。
- 経済効果がおおむね同等となることを意図した契約条件の変更が、適用範囲となる。
- 一定の条件のもとで、ただちにヘッジ会計の中止または終了をせず、ヘッジ会計の継続を適用することができる。

## はじめに

金利指標改革をめぐり検討がなされるなか、ロンドン銀行間取引金利(London Interbank Offered

Rate。以下、「LIBOR」という)の公表が、2021年12月末以降は、恒久的に停止する可能性が高まっている。LIBORは、金利スワップ

などのデリバティブ契約で用いられているが、企業の借入などで使われるケースも多く、金融機関だけでなく、事業会社も含めさまざまな企業に利用されており、多くの取引に影響が生じる可能性がある。

これを受けて、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)では、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理および開示上の取扱いを明らかにするために、2020年9月29日に、実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(以下、「本実

務対応報告」という)を公表している。

本章では、本実務対応報告の概要を解説するものである。なお、文中の意見に係る部分は、筆者の私見である。

## 公表の経緯

2014年7月の金融安定理事会(FSB)の提言に基づき、各通貨でIBORs<sup>(※)</sup>の改廃やリスク・フリー・レートの開発といった金利指標改革が進められている。そうしたなか、LIBORの公表が停止されると、LIBORを参照している契約においては、後継の金利指標への置換を余儀なくされることが見込まれている。そこでは、デリバティブ

取引と、貸付金、借入金といったデリバティブ取引以外の金融商品とで、異なる金利指標に置き換えられる可能性もあり、ヘッジ取引を中心に、多くの取引に影響が生じる可能性が高い。

このため、金利指標改革の影響のみに起因して、ヘッジ会計の適用を中止または終了し、損益を認識することに對する懸念から、適用範囲を適切に定め、ヘッジ会計の適用に必要であるとして、ASBJより本実務対応報告が公表されたものである。

(※) LIBOR、欧州銀行間取引金利(EURIBOR)、全銀協LIBOR(TIBOR)といった既存の金利指標である銀行間金利をいう。

## 適用時期等

本実務対応報告で定める特例的な取扱いは、金利指標の置換に関する実務への配慮から、可能な限り速やかに行われることが望ましいことから、公表日(2020年9月29日)以後適用することができる。なお、金利指標改革により企業が受ける影響やその対応は、企業ごとにさまざまであることから、本実務対応報告を適用するかどうかは、